

事業名	<p>～全庁横断的な体制で切れ目ない支援を～</p> <p>ウクライナ避難民の不安を解消し、暮らしを支えます！</p>
------------	--

ここがポイント	<p>◆避難民一人ひとりの支援ニーズを丁寧に掘り起こし、オーダーメイドで切れ目ない支援を提供します。</p> <p>◆民間の力も活用し、迅速な支援につなげます。</p>	事業費	—
----------------	--	------------	---

区は、避難民の声を直接聞き取り不安を解消し、一人ひとりの日本での暮らしを支えるために、状況と支援ニーズを把握し、**全庁横断的な体制で、切れ目なく迅速に適切な支援を提供**していきます。

国の支援

↓

区の支援

↓

日本到着後、入国手続き→身元保証人を頼り移動、または国の一時滞在ホテルへ

↓ **国から区へ、避難民の名簿提供**

区職員が避難民へ戸別訪問し、困りごとなどの聞き取り

■見舞金の支給
港区に居住実態のある避難民一人当たり10万円

■在留資格変更手続きの支援
(特定活動への切り替え)

「引きこもりがちになっている」「人との繋がりを求めている」「病院の受診方法が分からない」など

■大使館や地域のボランティア団体との連携、橋渡し

■ウクライナ避難民相談窓口の紹介

↓ **在留資格変更(住民登録)、住まいの確保**

ウクライナ避難民相談窓口を通じたワンストップ支援(一例)

■日常生活の支援

- ・リユース家具の無償提供
- ・高齢者配食サービスによる食事の提供
- ・ちいばず、台場シャトルバスの無料乗車券の給付
- ・生理用品の給付

【教育機会の確保】

- ・区立小・中学校への編入
- ・区立幼稚園への入園、子育てサポート

【子育ての支援】

- ・あっぱいでの無償一時預かり

【仕事の支援】

- ・ハローワーク等と連携した就労支援
- ・区の会計年度任用職員として雇用

■医療への結び付け

- ・医療機関受診に関する相談や、区内の医療機関の案内
- ・子どもの保育や高齢者の生活など、福祉に関する相談及び支援
- ・国民健康保険の加入

■民間支援団体等による日本での暮らしに馴染んでもらうための支援(大使館、NPO、公益法人、町会・自治会など)

- ・民間支援団体などの関係機関と連携した支援
- ・地域のコミュニティ活動やイベント等への招待
- ・地域住民とのコミュニケーション支援

ウクライナ避難民相談窓口
(港区役所 3 階)

外国語ボランティアと区職員が、避難民一人ひとりに応じた支援をコーディネート

<p>問合せ</p> 	課長	ウクライナ避難民支援担当 太田
	☎	03-3578-2525(直通)
	課長	ウクライナ避難民支援担当 矢ノ目
	☎	03-3578-2522(直通)